

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年3月20日付けの保護停止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから本件処分の違法・不当を主張している。

請求人は、精神障害者で、通院の希望を申し出ていたのに、担当職員は、「国民健康保険に入ってください。」と言い、保険料が支払えないと主張すると、「一か月健康に過ごしてください。」と無責任な回答をした。

本件収入は、勤労収入であるから、200,000円（解雇予告手当）の基礎控除は30,380円であり、控除した場合の金額を請求人の最低生活費148,720円と比較すると、20,000円程度しか多くならないのだから、保護停止するのは危険である。また、住所不定の状態で放り出され、大変残念である。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 9月 11日	諮問
令和 2年 11月 6日	審議（第49回第2部会）
令和 2年 12月 18日	審議（第50回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく

法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時収入については、その額が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

(2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 保護の停止又は廃止について

法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12（答）1・(1)によれば、保護を停止すべき場合として、当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時、を挙げており、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めることとされている。

(4) 法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計

の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

- 2 これを本件について検討すると、処分庁は、請求人に対し平成31年1月21日に法による保護を開始し、同年3月18日、請求人から本件収入申告書を受領したことが認められる。そして、本件収入申告書及び添付された本件利用明細によれば、請求人は、同月8日に本件収入を得て、要保護性を失っていたと認められたことから、処分庁は、同日を開始日として本件処分を行ったことが認められる。

ところで、上記1・(3)の課長通知の規定によれば、本件処分通知書においては、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めなければならないところ、始期である平成31年3月8日の記載はあるものの、終期は空欄となっているため、この点、本件処分には瑕疵があると解される。上記1・(3)の課長通知の趣旨は、停止期間があらかじめ想定できる場合に、保護の停止という不安定な状態に置かれる期間を被保護者に明示し、権利保護を図るものと解されるが、請求人は、本件処分後、同年4月1日に手持ち金が減少したとして保護を再開されていることが認められ、保護の停止といった不安定な状態は解消されていることを鑑みると、当該瑕疵をもって、本件処分の取消事由となり得るまでの瑕疵とすることは相当ではないと解される。

- 3 請求人は、第3のとおり、本件収入は勤労収入であると主張する。しかし、本件収入は、労働の対価ではなく、賠償金であり、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)でいう「その他の臨時収入」に該当すると解されるため、請求人のというような経費等の控除の対象とはされない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)